ファッションショーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和 4 年　12 月　15 日改定

一般社団法人日本ファッション･ウィーク推進機構

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」令和 3 年 11 月 19 日（令和 4 年 9 月 8 日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下、「対処方針」）を踏まえ、政府及び専門家のご助言をいただき、ファッションショー（ランウェイのほか、インスタレーション形式も含む）開催における新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものです。

屋内外施設にて開催されるファッションショーにあたって、ブランド関係者及び制作関係者が講じるべき新型コロナウイルス感染予防対策の基本事項に加え、招待客等の来場者への対応を示しています。また、無観客ショー（観客を伴わないファッションショーのライブ配信。ショーを撮影、収録しインターネット等で配信することも含む）を開催する場合にも、ブランド関係者及び制作関係者の感染対策に役立てていただくためのガイドラインです。本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、感染状況や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとします。

＜目次＞

1. はじめに ・・・・・・・・ 1

2. 感染予防・感染拡大防止のための基本的な考え方 ・・・・・・・・ 3

3. ショー関係者が講じるべき具体的な対策 ・・・・・・・・ 6

4. 会場の利用・設営等に関して講じるべき具体的な対策 ・・・・・・・・14

5. ショー関係者が企画内容に関して講じるべき具体的な対策 ・・・・・・・・16

6. 来場者に関して講じるべき具体的な対策 ・・・・・・・・16

7. 開催可否判断のあり方 ・・・・・・・・20

2. 感染予防・感染拡大防止のための基本的な考え方

これまでの専門家による研究を通じ、新型コロナウイルス感染症の主たる感染経路が「接触による感染」と「飛沫感染」、「エアロゾル感染」であることが知られるようになりました。また、発症前 1 日ないし 2 日前の無症状・無自覚状態が最も感染力が強いことと、クラスター対策の重要性が指摘されています。したがって、多くの来場者が集まるファッションショー開催にあたっては、ショーが行われる会場内はもちろん、会場周辺・実施前後においても「接触感染」と「飛沫感染」、「エアロゾル感染」のリスクをいかに極限まで減じるか、そして万一感染が発生した場合に感染経路の追跡を可能とすることを感染予防・感染拡大防止対策の主眼とします。

施設を借り受けて集客を伴うショーを実施するブランドは、ショー開催にあたっては、施設管理者、開催地の自治体関係者等と協議の上、物理的経済的に可能な限り対策を講じ、感染予防・感染拡大防止に努めてください。ブランド関係者及び制作関係者自身はもとより、来場者に対しては会場において講じる対策と併せ実施前後における対策を丁寧にお伝えし、感染予防・感染拡大防止意識の啓発に努め、来場者の「能動的参加」への理解を促していく必要があります。

ブランドは、事務所での事前打ち合わせやリハーサル等の制作過程も含め、当該ショーのモデルを含む出演者及びそのショーに携わるすべてのスタッフ（以下、「ショー関係者」）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講じてください。また、事務所、スタジオ、会場の利用にあたっても、同様に適切な感染予防対策に努めてください。

特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という 3 つの

条件（いわゆる「三つの密」）のある場所は、感染を拡大させるリスク、すなわち「接触感染」と「飛沫感染」、「エアロゾル感染」を誘発する機会が高いと考えられます。本ガイドラインは、これらの条件のいずれも避けることにより、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを旨としています。

上記に基づき、下記、ショー関係者、来場者に周知し、共有すべき「基本行動ルール」を参照し、感染対策を徹底してください。具体的な対策の検討にあたっては、開催会場のガイドラインも含め計画してください。

昨今のオミクロン株等の変異株の拡大も踏まえ、接触感染・飛沫感染・エアロゾル感染の経路に応じた感染防止策を講じるようにします。

事務所、休憩室等はもとより、移動の際に利用する公共交通機関やショーの準備等のために人や機材の運搬に使用する車両内部、特に密になりやすい空間の共有を極力避けるか、やむを得ない場合は、換気の徹底、パーテーションの設置する等の工夫をしてください。屋外では、季節を問わず、マスク着用は原則不要（人との距離を 2m 以上保てず、会話をする場合は着用）。屋内において、他者との身体的距離が 2m 以上取れない場合、また距離は取れても会話を行う場合などはマスクの着用を推奨します。特に感染リスクが高まる「５つの場面」(新型コロナウイルス感染症対策分科会提言)の内、下記各場面に該当するところを具体的に点検し、個々の場面に重点を置いた対策を実施します。

場面１．飲酒を伴う会食等。具体的には、コレクション発表後の打ち上げ等だが、これに限らない。

場面２．大人数や長時間に及ぶ飲食。ショーの前後に行う打ち合わせ等。

場面３．マスクなしでの会話。特にマスクを装着していないモデルに、ヘアメイクや、フィッティング等をする場合。

場面４．狭い空間に大人数で居なければいけない瞬間。ショー直前のバックヤード等。

場面５．休憩時間等で、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがあり、また、休憩室、喫煙室での感染が疑われる事例も発生している。

また、３密（密集・密閉・密接）のいずれかに該当する場面では、一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれも避けられるよう、日頃から徹底すること。

ショー関係者及び来場者にて共有すべき「基本行動ルール」：

- 基本的感染対策：オミクロン株等の変異株の拡大を踏まえた接触感染、飛沫感染、エアロゾル感染への対策
  - ○ 人と人とが触れ合わない距離を確保（以下「人と人との距離」という）
  - ○ 「３密」の回避（密閉・密集・密接）
  - ○ 効果的な換気（機械換気による常時換気、または窓開け換気）を行う。
  - ○ 十分な換気ができない環境下で正しいマスクの着用が出来ない状況且つ人と人との距離が確保できない場合は、パーテーションを設置。
  - ○ 大声での会話や発声を控えることの周知を徹底。特にマスクを着用せずに大声を出す者がいた場合は個別に注意を行う等、適切な体制を整備する。
  - ○ 屋内・屋外において要件を満たせばマスクを外してよい。

※屋外では、季節を問わず、マスク着用は原則不要（人との距離を 2m 保てず、会話をする場合は着用）。屋内では、人との距離が 2m 以上保てて、会話を行わない場合を除き、マスクを着用すること。

（参考）「マスクの着用について」（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html

○ 咳エチケットの周知を徹底。咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻を押さえる。

○ 石鹸と流水によるこまめな手洗い・手洗い場はもとより、入り口や施設内にアルコール等の手指消毒液を設置することの徹底。

○ 不特定多数の人が接触する箇所に触れる場合には、触れた後に石鹸と流水による手洗い、または、アルコール消毒をする習慣の徹底

○ 体調管理（体温測定、健康状態チェック）

● ショー会場における基本的感染対策

○ 適切なマスクの正しい着用と場面に応じた着脱を行う。屋外では、季節を問わず、マスク着用は原則不要（人との距離を 2m 保てず、会話をする場合は着用）。屋内では、人との距離が 2m 以上保てて、会話を行わない場合を除き、マスクを着用。マスクを持参していない来場者へマスクを配布（もしくは販売）出来る体制を整える。病気や障害等でマスク着用が困難な方もいらっしゃるため、そうした申し出があった場合には、個別の事情をお伺いした上で、差

別などが生じないよう十分に配慮するとともに、適切な感染対策を講じるように検討する。

○ 「30 立方メートル/時・人（厚労省建物換気基準推奨値）以上の換気量」を確保するための各エリア・部屋毎の換気ルールを定め、会場使用当日は、ルールに従って、効果的な換気（機械換気による常時換気、または窓開け換気）を行う。

○ 会場内（周辺含む）では出演者を含む制作関係者、来場者、施設管理者を問わず、人と人との確保すべき間隔は、マスク着用を前提に人と人とが触れ合わない距離を確保

※入退場時、トイレ、飲食物販（ある場合）等の待機列、ロビー等における滞留、設営・撤去時等の一切を対象

○ 場内外アナウンスやボード（以下図表１.場内外アナウンスボード例　参照）の掲出による、「基本行動ルール」の周知徹底

○ 来場者には「主催者の指示に従わない場合には退場していただく等の措置をとる」ことを事前に告知

○ 電子決済の導入・活用による接触機会の削減

3. ショー関係者が講じるべき具体的な対策

ブランド関係者及び制作関係者を含むショー関係者は、「たった一つのイベントの失策が社会からの安心感・信頼感を損ない、その後のイベント開催やファッション産業、社会全般に芳しくない影響を及ぼす」ことを肝に銘じ、スタッフ一人一人が緊張感をもって業務に当たりま

す。体調が悪いと感じた場合にはテレワークを推奨し、同時に、ブランド関係者や制作関係者は、スタッフに体調不良者が出た場合、可能なバックアップができる体制を構築しておくことが求められます。

3-1. ショー関係者による感染予防・感染拡大防止策の徹底

- 体調に異変を感じた場合には、直ちに検温することを義務づけ、日頃から感染リスクが高まる「５つの場面」、「新しい生活様式」等の案内物を活用し、新型コロナウイルス感染症予防管理対策の周知・徹底をします。少しでも体調不良を訴えるショー関係者が見いだされた場合は、抗原簡易キットを活用し、検査を実施します。
- 抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合は、保健所の了承を得た上で、「接触者」に対して PCR 検査等を速やかに実施します。抗原検査キットの購入にあたっては、①検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下で自己検体採取をすること②国が承認した抗原簡易キット（以下「参照」）を使用すること、等徹底します。

  （参考）「職場における積極的な検査等の実施手順（第 3 版）について」（2022 年 10 月 19 日）

  https://www.mhlw.go.jp/content/000819050.pdf
- ショー関係者の距離が近い等密になりやすい環境（労働集約的環境）、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合等、クラスター発生の危険性が高い環境では、定期的な PCR 検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討します。
- ワクチン接種について厚生労働省ＨＰの「新型コロナワクチンについて」等を参照します。

- 有症状者に対する検査については、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡することを推奨します。
- 以下のいずれかに該当する者は業務に従事させないこととします。
  - ○ 業務に従事する当日または前日に発熱・咳・下痢・味覚障害・嗅覚障害・だるさ・息苦しさ等の症状がある者（体調が悪いときは、受診・相談センターやかかりつけ医等に適切に相談する。）

    （参考）厚生労働省 HP「新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先」

    https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html
  - ○ 保健所により濃厚接触者と判断された場合は自宅待機
  - ○ 海外渡航歴を有する者は、政府が定める日本入国時の検査措置に従って対応
  - ○ 新型コロナウイルス陽性判定を受け、現在医師に自宅待機指示を受けている者
- 屋外では、季節を問わず、マスク着用は原則不要（人との距離（目安 2m）が保てず、会話をする場合は着用）とします。屋内では、人との距離（目安 2m）が保てて、会話をほとんど行わない場合を除き、マスクを着用。病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情に鑑み、差別等が生じないよう十分配慮するともに適切な感染対策を講じます。出演者の出演時等、マスクの着用ができない場合については、「3-2. ショー関係者の身体的距離の確保等」の記載事項を確実に遵守します。

3-2. ショー関係者の身体的距離の確保等

- ショー関係者間でマスクの着用や換気の徹底を前提に、人と人との触れ合わない距離での間隔を確保する等の工夫を行う。
- 身体的距離の確保が困難な場合、パーテーションの設置等、身体的距離を置くことと同等の効果を有する措置を講じるとともに、正しいマスクの着用と換気の徹底をし、飛沫感染対策を図ります。

3-3. 食事とケータリング

- ケータリングやビュッフェ形式の飲食提供は、料理を小皿に盛って提供するか、スタッフが料理を取り分ける。取り分け時はマスクを着用し、一回の料理取り分けごとに新たな小皿を使用する。また、取り分け用のトングや箸を利用する際、これらを共有する場合は、 手指の消毒を徹底する。または取り分け用のトングや箸 を個別に使用し、共有としないことを徹底する。なお、使い捨て手袋を使用する際 は、使用後の手袋を適切に廃棄し、使い回しを行わないようにする。
- 食事の際は、座席間隔の確保をする、またはパーテーションを設置することほか、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用 の推奨及び換気を徹底する。
- 食事や休憩スペースにおいても、不特定多数の人員が使用するスペースは、共有する物品（テーブルや椅子等）の定期的な消毒をします。消毒方法については、例えば、厚生労働省 HP の「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照します。
- 食事を扱うスタッフは、石鹸と流水によるこまめな手洗いや手指消毒を行います。
- 食事中の会話は控えるものとします。会話は食事が終了したのち、マスクを正しく着用のうえ、行ってください。
- 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を控えてください。

- 休憩時間中、及び、イベントの前後の飲食においても、感染防止を意識した行動をとってください。

3-4. ランウェイ及びステージにおける感染防止策

- 出演者は、マスクの着用や換気の徹底を前提に、人と人との触れ合わない距離での間隔を確保します。また、身体的な接触は控えます。
- 出演者と接する前後には、石鹸と流水による手洗いや手指消毒を行います。
- 機器や物品、周辺環境の消毒を徹底して行います。（参考：新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）｜https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html）
- ランウェイ出演者がヘアメイク中やランウェイへの出演直前、マスクを着用していない状態で、出演者同士が会話や、身体的接触をしないよう、徹底した管理をします。

3-5. ヘアメイクと衣装フィッティング

- モデルとヘアメイクスタッフは、ヘアメイクの前後に石鹸と流水による手洗いや手指消毒を行う。また、ヘアメイク用具を他の出演者に再利用することは行わないものとします。
- ヘアメイクスタッフは、マスクを正しく着用します。
- モデルを含む出演者の衣裳着脱の前後に、モデルと衣装スタッフは石鹸と流水による手洗いや手指消毒を行うものとします。

3-6. 大道具と美術

- スタッフが 3 密にならないように作業スケジュールを立てます。
- セット等の大道具や小道具、その他物品、周辺環境の消毒を実施徹底してください。
- 原則として用具の共有は行いません。致し方なく、他スタッフと用具を共用する場合は、その前後に石鹸と流水による手洗いや手指消毒を行ってください。
- 他スタッフと同じ道具や機材、備品、セット等に触れた場合は、石鹸と流水による手洗いや手指消毒を行います。
- 他スタッフと共同作業をする場合は顔が対面にならないようにし、作業中は会話を控えるようにします。また、共同作業前後は石鹸と流水による手洗いや手指消毒を行います。

3-7. トイレ

- ドアノブ等、不特定多数が接触する場所は定期的に消毒を行います。
- トイレ後は必ず石鹸と流水で手を洗います。

3-8. 換気

- 会場施設利用にあたっては、事前に施設管理者を通じ「30 立方メートル/時・人（厚労省建物換気基準推奨値）の換気能力」を来場客エリア、施設内の控室毎に確認しておきます。
- 施設管理者と協議の上、「30 立方メートル/時・人（厚労省建物換気基準推奨値）以上の換気量」を確保するための各エリア・部屋毎の換気ルールを定め、会場使用当日は、ルールに従って、効果的な換気（機械換気による常時換気、または窓開け換気）を行います。

- ショー開催中、アフターインタビュー等では窓開け換気（可能な範囲で２方向）を行うようにします。
- バックステージ（フィッティングルーム、メイクルーム等）、控室及びスタッフルームについても窓開け換気（可能な範囲で２方向）を行うようにします。
- 乾燥によって、湿度が下がる場合は、湿度が４０％以上になるよう適切な加湿を行います。　また、換気に加えて、CO2 測定装置の設置と常時モニター（1000ppm 以下）の活用を検討します。（＊機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安）なお、CO2 測定装置を設置する場合は、室内の複数箇所で測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置するようにします。
- HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的活用も検討します。
- 寒冷地における換気を適切に行う上では、温度を維持しながら湿度が４０％以上になることを目安に適度な換気を行うこと、加湿器等で適度な湿度を維持する工夫を行うこと、また、特に密が発生しやすい場所では、CO2 モニター等で換気状況を確認し、1000ppm 以下（※）を維持することを推奨します。（※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。）

3-9. 清掃・ゴミの廃棄

- 鼻水、唾液等が付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収、廃棄する人はマスクの正しい着用や手袋を装着します。
- マスクは適時交換し、脱いだ後はビニール袋に入れて密封して縛った上で廃棄します。
- 作業の前後に、必ず石鹸と流水での手洗いや手指消毒を行います。

3-10. 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

開催施設の感染対策ガイドラインと合わせて調整の上、極力以下の手順に沿って対応できるよう計画を行います。

上記に応対する者（スタッフ）はマスクとプラスチックエプロン、フェイスシールド、手袋の着用を徹底します。また、これらを装着中は不必要に周囲の環境等に触れず、応対が終われば速やかに指定された手順で脱衣後、指定されたゴミ箱に廃棄し、石鹸と流水による手洗い及び手指消毒を行います。

また、必要に応じて、保健所等と連携しながら地域の感染状況等の実態把握に努めます。

A. 会場内で来場者に感染が疑われる者が発生した場合のショー関係者（スタッフ）の措置

- 事前に、感冒症状等感染が疑われる方が来場・発生した場合の連絡、（必要に応じ）搬送手順について施設管理者とともに会場施設から最寄りの保健所や帰国者・接触者電話相談センターを把握しておき、感染の疑いのある方に伝えられるよう準備します。
- 発生時は、まず①感染が疑われる方にはマスクを正しく着用させ、容態に応じて②あらかじめ確保しておいた「他の入室者を禁じた個室あるいはパーテーション等で区画されたスペース（換気のできる風通しの良い所を推奨）」に案内し、容態が落ち着き次第帰宅を促すか、最寄りの医療機関にいくように促します。③感染の疑いのある方が自ら②の行動をとることが困難な場合は、ショー関係者が施設管理者を通じ最寄りの医療機関保健所に連絡をし、必要な対応をします。

- （保健所の指示に基づき）自宅待機、もしくは必要があればあらかじめ連携している病院に連絡し、引き受けを依頼、応諾されたら病院指定の移動方法で病院まで行っていただきます。

B. ショー関係者に感染が疑われる者が発生した場合

- 速やかに該当者の隔離等を行い、人との接触をできる限り避ける環境を確保の上、上記A同様の対応を行います。
- 発熱等の症状により自宅で療養することとなった者は、毎日健康状態を確認するものとし、必要に応じて新型コロナウイルス感染症の検査を受けるものとします。

3-11. 周知・広報

- 以下についてショー関係者に対して周知・広報します。
    - 適切なマスクの正しい着用と場面に応じた適切な着脱
    - 咳エチケット、石鹸と流水による手洗いや手指消毒の徹底
    - 適切な身体的距離の確保の徹底

4. 会場の利用・設営等に関して講じるべき具体的な対策

会場の選定にあたっては、感染拡大防止のために実践すべき取組を具体的に示し適切に実践し、開催地の自治体によって定められた「感染防止徹底宣言ステッカー」を取得している施設をお薦めします。また、来場者数に対し、人と人とが触れ合わない距離での物理的距離が確保できる余裕のある会場を選定するように努めてください。

4-1. 基本的事項

- スタッフ入口及びバックステージ（フィッティングルーム、メイクルーム等）にアルコール手指消毒液を設置し、手指消毒を奨励します。
- ドアノブ、手すり等のショー関係者が接触する可能性がある設備及び共有する機器に関しては、適度な清拭消毒を行ってください。清拭消毒を行った後は、必ず石鹸と流水による手洗いまたは手指消毒をします。
- 会場施設等の管理者の指導の下、換気のルールを作成した上で実施し、適切な対策が行われているか確認をします。
- スタジオやインスタレーションホール等の小空間は頻繁に換気を行ってください。また、ホールやアリーナ以上の規模の会場では、会場の空調設備を利用した換気を行います。会場の換気機能が脆弱な場合、扇風機、サーキュレーター等を活用し換気効果を高める等、工夫して適切に換気を行ってください。
- 会場施設利用にあたっては、事前に施設管理者を通じ「30 立方メートル/時・人（厚労省建物換気基準推奨値）の換気能力」を来場客エリア、施設内の控室毎に確認してください。
- 施設管理者と協議の上、「30 立方メートル/時・人（厚労省建物換気基準推奨値）以上の換気量」を確保するための各エリア・部屋毎の換気ルールを定め、会場使用当日は、ルールに従って定期的に換気を行います。
- バックステージ （フィッティングルーム、メイクルーム等）、控室、スタッフルーム等はこまめに換気を行うものとし、またドアノブや椅子等、手が触れる場所は適度の消毒を行います。

- 来場客の立ち入りエリアについても、施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所）の適度な消毒を行います。消毒作業を行った後は、石鹸と流水による手洗いや手指消毒をします。

4-2. 出演者と来場客との物理的距離の確保（飛沫感染・接触感染防止）

- ランウェイ及びステージと客席との距離は人と人とが触れ合わない距離とします。モデルが大声を発生する演出の場合には、観客との間隔を必ず 2 メートル以上確保します。アリーナ、ドーム等大規模会場においてはランウェイ及びステージの他、移動導線についても、来場者との距離（ステージとの高低差含み）を確保します。

4-3. 客席部スタンディング対応

- スタンディングスペースは、マスク着用した上で、人と人とが触れ合わない距離での間隔を確保します。
- お客様をスタンディングエリアにお通しした後、ショーがスタートするまでの間、隣の方との会話は行わないよう、スタッフからのお声がけなどし、周知徹底します。
- スタンディングエリアの運用については、今後、開催地の感染状況等をもとに各自治体等地域関係者間の協議を行い、各自治体等の規定に従ってください。

4-4. 会場内換気対応

- 会場施設利用にあたっては、事前に施設管理者を通じ「30 立方メートル/時・人（厚労省建物換気基準推奨値）の換気能力」を来場客エリア、施設内の控室毎に確認しておきます。

- 施設管理者と協議の上、「30 立方メートル/時・人（厚労省建物換気基準推奨値）以上の換気量」を確保するため、機械換気による常時換気、または窓空け換気を行います。
- 会場基本設備及び機能を前提に、公演の内容・態様による来場客の反応等を考慮し、施設管理者と事前協議の上、休憩時間中にはドア等の開放を行います。

4-5. 会場内外の待機列

- 待機列が必要な場面（入退場、トイレ待ち等）においては、来場客同士が触れ合わない距離を確保して整列できるように案内し、そのキャパシティに応じ、目安となる人数上限を下回るようにします。
- 手荷物検査が必要な場合は、目視による確認のみとし、係員がお客さまの持ち物に触れる場合は使い捨て手袋などを装着し、その後に石鹸と流水による手洗いや手指消毒を心がけます。

5. ショー関係者が公演の企画内容に関して講じるべき具体的な対策

- 来場者参加型の演出を行う場合、来場者と演者が会話する場合はマスクの着用を義務とします。
- マスクを正しく着用し、ロビーやホワイエでは人と人との距離を確保し、マスクを正しく着用してもらいます。
- ブラボー等の声援は控え、拍手のみとしていただくよう周知する。
- 来場者へ「基本行動ルール」の周知徹底をはかるため、出演者からの呼びかけも考慮します。

6. 来場者に関して講じるべき具体的な対策

来場者数については、以下を満たす場合に、施設の収容人数の 100%以内とすることが可能。

(1) これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの（開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）。

(2) これまでの開催実績を踏まえ、正しいマスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われうるもの。

(3) 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。但し、ショーの性質上、マスクの正しい装着、及び本ガイドラインに記載の各条件を満たしていたとしても、大声での歓声、声援が想定し得る場合は、人と人との距離を 2m（最低 1m）確保するようにする。

以下、来場者に対するご案内事項（事前承諾いただく事項）を示しています。基本的にデジタル対応を促すこととします。

具体的な手段（例）として、以下を示します。

①インビテーション配信時点（一般客へのチケット販売を行う場合はチケット購入時点）

②当日会場入場時確認（基本は Web 登録。手書き対応も容認）

また、チケット販売を行う場合は、新型コロナウイルス感染症感染予防・感染拡大防止対策における特例として、自己申告に基づき健康に不安があり入場されないお客さまにはチケット料

金の払い戻しに応じることを原則とします。ただし、チケット料金以外の交通費等の経費はその限りではありません。

主催者は、搬入から搬出、撤収までの各作業工程における感染対策をまとめたシートを用意し、作業に当たる各員がイベント終了後に自己評価が出来るよう準備することをお薦めします。

6-1. 自己申告書（承諾書）の事前提出（例）：

インビテーション配信/チケット購入後、デジタルインビテーション/チケット送付前

- 以下の事項について、来場者は来場前に事前確認・誓約ないし承諾いただく。
  - ○ 新型コロナウイルス陽性判定を受けていないこと、現在医師に自宅待機指示を受けていないことの誓約
  - ○ マスクを持参し、ショー観覧中は正しく着用していただけること
  - ○ 以上の確認ならびに誓約を実施した申告書の提出がなされた来場者にのみ、デジタルインビテーション/デジタルチケットの送付を行うことの了承

6-2. ショー当日の自己申告書（Web 登録）の提出（例）

- 以下の全ての項目（例）にあてはまる方はご入場いただけます。
  - ○ 当日、外出前に自宅で検温し、発熱がないこと
    （ショー会場入場時にサーモメーターによる検温実施も検討する）
  - ○ 発熱・咳・下痢・味覚障害・嗅覚障害・だるさ・息苦しさ等の症状がないこと

○ 新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がないこと

○ 同居家族や身近な知人の感染が疑われる方がいないこと

○ 新型コロナウイルス陽性判定を受けていないこと、現在医師に自宅待機指示を受けていないこと

○ マスクを持参し、公演中は正しく着用していただけること

○ 一般的な禁止行為と同様、係員の指示に従わない場合退場願うこと、その場合入場券の払い戻しに応じないことを了承すること

6-3. 会場内禁止行為について

- 会場内外において、一般的禁止行為（他の来場者の迷惑になる行為等）に加え、感染予防・感染拡大防止対策に基づく係員の指示に従わない場合、退場いただく場合があることを、事前告知します。
- 対象とする行為（案）：大声による発声等
- 大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行います。

6-4. 時間別入退場の実施 （事前案内事項）

- 座席指定、座席までの導線確保等、来場者への適切な行動管理を事前に計画し、行うようにします。
- [入場時] 来場者には十分余裕を持った来場を事前に案内告知します。
- [退場時] ショー主催者による規制退場を行い、指定された座席ブロック、席列を指示して来場者同士が触れ合わない距離を確保した移動を案内します。会場全域への音響アナ

ウンスによる誘導と会場内整理員（前述の通り、客席ブロックエリアごと、かつ主な動線上に配置）による誘導案内を行います。

- 会場アクセス状況によっては、最寄り駅までの行き方についてもショー主催者が指示し、会場周辺を含めた来場者の物理的距離の確保に留意してください。

6-5. 感染予防・衛生面に関する協力依頼事項

- 交通機関、飲食店等の分散利用の注意喚起。
- 正しいマスクの着用（着用していない場合は個別に注意等を行う）。
- 消毒液の設置及び入場時をはじめとするこまめな手指消毒。
- 会場諸施設・備品等に不用意に接触しないこと。
- 来場者同士、ショー関係者との物理的距離の確保。

6-6. 食事とケータリング

- ケータリングやビュッフェ形式の飲食提供は、料理を小皿に盛って提供するか、スタッフが料理を取り分ける。取り分け時はマスクを着用し、一回の料理取り分けごとに新たな小皿を使用する。また、取り分け用のトングや箸を利用する際、これらを共有する場合は、 手指の消毒を徹底する。または取り分け用のトングや箸 を個別に使用し、共有としないことを徹底する。なお、使い捨て手袋を使用する際 は、使用後の手袋を適切に廃棄し、使い回しを行わないようにする。
- 食事の際は、座席間隔の確保をする、またはパーテーションを設置することほか、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用 の推奨及び換気を徹底する。

- 食事を扱うスタッフは、マスクを正しく着用し、事前に石鹸と流水による手洗いや手指消毒を行います。
- 食事中の会話は控えるものとします。会話は食事が終了したのち、マスクを正しく着用のうえ、行ってください。

7. 開催可否判断のあり方～地域における連携協議体制について

ショー開催の可否は公演地地域の感染状況に基づきリスクアセスメントを行い、自治体とショー主催者との協議によって判断されることから、ショー開催地地域社会（自治体、保健医療当局、施設管理者等）と地域公演主催者との連携協力・協議体制が必要です。

- 検討すべき事項（リスクアセスメント）：以下の状況を見て総合的に判断
  - ○ 開催地の感染状況（開催地周辺～開催県～開催地方～日本全国）
  - ○ 地域医療体制の状況
  - ○ 来場者のショー会場までの交通移動手段の状況

    （注）宿泊を伴う開催地の場合は、開催地におけるコロナ感染予防対策をしっかりとっている施設を選んで宿泊するようお薦めします。
  - ○ ショー関係者・来場客から感染者が発生した場合の連絡、該当者の搬送体制

    →開催可否（当日を含む）の判断プロセスを共有
- 主催者及び施設管理者において、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP 等で公表する。
- 最終的には自治体他地域関係者との協議を基に公演主催者が判断する。
  - ○ 関係者：

ショー開催地（会場の所在地）の地方自治体（都道府県、市区町村）、保健当局、警察消防当局、会場施設管理者、公演主催者・公演関係者（当団体の会員社等）

○ 関係者間の協議体制について：

感染状況が刻々と変化することから、定期的な連絡協議会の設置が望ましいと考えます。

以上